

報道資料 1

平成 29 年 1 月 10 日

報道機関各位

行政課長



三条市
SANJO CITY

異常降雪時における対応方針について

平成 28 年 1 月の大雪では、至るところで大渋滞が発生し、市民生活に大きな混乱が生じました。

このような異常降雪による非常事態に対して、速やかに災害対応ができる体制に移行し、さらなる混乱を防ぐため、降雪の状況に応じて段階的に「特別警戒宣言」と「非常事態宣言」を発令することとします。

1 特別警戒宣言

(1) 発令基準

降り始めからの 12 時間の降雪量が、平地において実測で 50cm に達し、その後も大雪警報級の降雪が見込まれる場合に発令します。

(2) 実施する主な措置

- ・優先除雪路線に限定した除雪
- ・地域等に対する生活道路等の除雪の要請
- ・市道等の立ち往生車両や放置車両の移動
- ・交通渋滞緩和のための、不要不急の外出自粛の呼び掛け及び企業に対する休業や始業時間変更など、通勤・帰宅の柔軟な対応の協力要請
- ・小中学校・保育所の休校措置又は始業時間の変更 など

2 非常事態宣言

異常降雪が続き、特別警戒宣言の措置を取っても、早期に解消が不可能な社会的混乱が生じたときに発令します。

特別警戒宣言の措置を継続し、混乱の速やかな収拾に努めますが、市民の皆様から、さらなる協力を求めます。

担当:行政課 防災対策室 西澤
電話:0256-34-5516(直通)